

遺族給付金関係の見直しイメージ（モデルケースへの当てはめ）

※モデルケースは第1回検討会資料に準拠

（仮に遺族給付基礎額の引上げによって措置した場合のイメージ）

生計維持関係遺族がない場合（モデルケース③、②）

現行	遺族給付基礎額（③3,200円②5,300円）	×	倍数（1,000）	=	③320万円、②530万円
見直し後	遺族給付基礎額（ <u>10,000円超</u> ）	×	倍数（1,000）	→	1,000万円超の給付を想定
見直し骨子ⅠとⅡの双方の見直しの効果が及ぶ					

生計維持関係遺族がある場合（モデルケース①）

現行	遺族給付基礎額（9615.368円）	×	倍数（3,091）	=	2,972万1,102円
見直し後	遺族給付基礎額（9615.368円 <u>+数千円</u> ）	×	倍数（3,091）	→	4,000万円超の給付を想定
見直し骨子Ⅱの増額の効果が及ぶ					

※ 増額幅は、他の公的給付制度と均衡のとれたものとなるように配慮しつつ、関係機関との調整を踏まえて決定

休業加算額及び障害給付金関係の見直しイメージ

見直し骨子Ⅰと同様、他の公的給付を参考に一定の水準まで支給最低額を引上げ

※実際の引上げ幅は休業日数・障害の程度によって異なることとなる。

生計維持関係遺族がある場合

モデルケース1

- 犯罪被害者：男性 40歳（会社員）
- 生計維持関係遺族：妻（36歳）、子2人（6歳、3歳）
- 年収：600万円

給付基礎額の算定

- 収入日額 × 0.7 = 遺族給付基礎額
1万3,736.24円 × 0.7
= **9,615.368円/日**
- 政令に規定される最高額、最低額との比較
最低額 < 9,615.368円 < 最高額
(7,800円) (1万800円)

倍数

- 基礎倍数
生計維持関係遺族3人 = 2,230
- 幼い遺児に係る倍数加算
201 + 201 + 153 + 153 + 153 = 861
- 倍数合計 = **3,091**

遺族給付金支給額

- 遺族給付基礎額 × 倍数
9,615.368円 × 3,091倍 = **2,972万1,102円**

※平成30年改正により、生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて倍数を加算することとされた。

生計維持関係遺族がない場合

モデルケース2

- 犯罪被害者：女性 36歳（主婦）
- 生計維持関係遺族：なし（家族構成：夫（40歳）、子2人（6歳、3歳））
- 年収：収入なし

給付基礎額の算定

- 収入日額 × 0.7 = 遺族給付基礎額
0円 × 0.7 = 0円
- 政令に規定される最高額、最低額との比較
0円 < 最低額 < 最高額
(**5,300円**) (9,900円)

倍数

- 生計維持関係遺族無し = **1,000**

遺族給付金支給額

- 遺族給付基礎額 × 倍数
5,300円 × 1,000倍 = **530万円**

モデルケース3

- 犯罪被害者：男性 6歳（小学生）
- 生計維持関係遺族：なし（家族構成：父（40歳）、母（36歳）、妹（3歳））
- 年収：収入なし

給付基礎額の算定

- 収入日額 × 0.7 = 遺族給付基礎額
0円 × 0.7 = 0円
- 政令に規定される最高額、最低額との比較
0円 < 最低額 < 最高額
(**3,200円**) (4,600円)

倍数

- 生計維持関係遺族無し = **1,000**

遺族給付金支給額

- 遺族給付基礎額 × 倍数
3,200円 × 1,000倍 = **320万円**